## 「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」の変更をお考えの 個人事業者・法人の皆様へ

福島県知事の認定を受けた「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」に記載した事業実施場所の変更・追加、認定計画に記載されていない新たな設備の増設などを行う場合は、あらかじめ、計画の変更認定申請が必要です。

## 1 必要な手続き

次の2に掲げる必要書類をご準備いただき、<u>計画を申請した県地方振興局へ提出</u>してください。また、提出書類の作成に当たりましては、本県ウェブサイトに掲載している **記載例集をご確認ください。** 

## 2 変更認定申請に必要な提出書類

- ◎ 変更認定申請書(別記様式第8)
- ◎ (個人の場合) 住民票
- ◎ (法人の場合) 定款及び登記 (履歴事項全部証明書)
- 認定基準に関する宣言書(別記様式第7)※1
- 暴力団排除に関する誓約書 ※2
- 法令等遵守の宣言書(様式1) ※3
- (個人の場合) 直近2年分の所得税の申告決算書 ※4
- (法人の場合) 直近2事業年度分の事業報告書及び財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ※4
- 立地予定位置図 ※5
- 施設配置図 ※6
- 事業実施場所の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルト以下であることを示す書類 ※7
- 福島再開投資等準備金に関する事前協議結果報告(様式2)※8
  - ※1 個人事業者・法人の代表者の氏名又は法人の名称が変わった場合
  - ※2 法人で、登記(履歴事項全部証明書)に記載の役員に変更がある場合
  - ※3 ※1の場合、または、平成27年5月6日以前に認定を受けている場合
  - ※4 認定日以後のもの
  - ※5 変更・追加がある場合
  - ※6 変更・追加がある場合
  - ※7 事業実施場所が「居住制限区域」又は「特定復興再生拠点区域」内の場合
  - ※8 準備金の期間、金額等に変更がある場合(再度の協議が必要です)

## 3 お問い合わせ先

- > 制度概要について:福島県 企画調整部 企画調整課(復興推進本部) TEL:024-521-7129
- > 変更認定申請について:県北·相双地方振興局 企画商工部

詳しくはホームページをご覧ください。〉 インターネットで 歴難地域の税制 検索

必ず提出